

労働安全衛生法に基づく

アーク溶接作業者に対する特別教育の実施について

—— 当修了証所持者でなければアーク溶接作業には従事できません ——

昭和47年10月1日に施行された労働安全衛生法第59条第3項および労働安全衛生規則第36条第3号によって、事業者は労働者をアーク溶接の業務に就かせる場合、事前特別教育を実施しなければなりません。

この法律は、労働災害発生の要因が労働者の知識・経験の不足に起因することが少なくないため、労働者を、アーク溶接作業等危険または有害な業務につかせるとき、事業者の責務において、定められた内容の特別教育を行なうことを義務化したもので、この教育を行わず危険・有害業務に従事させた場合、事業者に対して罰則規定が設けられています。

この特別教育の実施に関し、当協会会員事業所から委託要請がかなり参っており、ことに中小企業事業所が個々にこの教育を実施するためには講師の選定その他行ないにくい面があるように思いますので、定められた特別教育内容のうち、特に学科に関する教育を次の要領で実施いたしますので当該者の方は、是非受講されますようにご案内申し上げます。なお、本講習は企業からの申し込みのみ受け付けます。

1. 申込方法

- ① 本人確認書類を添えて申込んで下さい。
- ② 申込書に受講希望日に相当する回数をご記入ください。(例. 23-1)
- ③ 送金方法 現金書留
 振込銀行 りそな銀行 難波支店 普通 No.0211030
 口座名 シャ)オオサカフヨウセツギジュツキョウカイ
 ※10日以内に入金して下さい。
- ④ 申込先

〒556-0016 大阪市浪速区元町2-8-9
一般社団法人 大阪府溶接技術協会
☎06-6649-1405 FAX 06-6649-4907

2. 受講料（消費税含む）テキスト、修了証代込み

1名につき 当協会会員 4,320円

当協会会員外 5,400円

締切り後は料金の返却をしませんのでご了承下さい。

3. 受講定員及び締切り

100名 受講日の1週間前、但し定員になり次第、締切ります。

参加の取消し、変更は受講日の1週間前までをお願いします。

4. 講習日

別紙講習会日程表をご覧ください。

5. 修了証の交付

講習の全科目を修了した者に交付します。

6. 注意事項

- ① 受講日現在で、満18才未満の方は受講できません。
- ② 講習は全科目受講してください。
- ③ 申込み受付しだい、受講券をお送りしますので、当日必ずご持参ください。

※実技教育について

各事業所において、この学科教育修了後、1ヶ月以内に、事業所の責任において実技教育*を実施し、交付された修了証に記録し保存してください。この記録された修了証を当協会へFAXして下さい。届いた方よりカードを発行します。

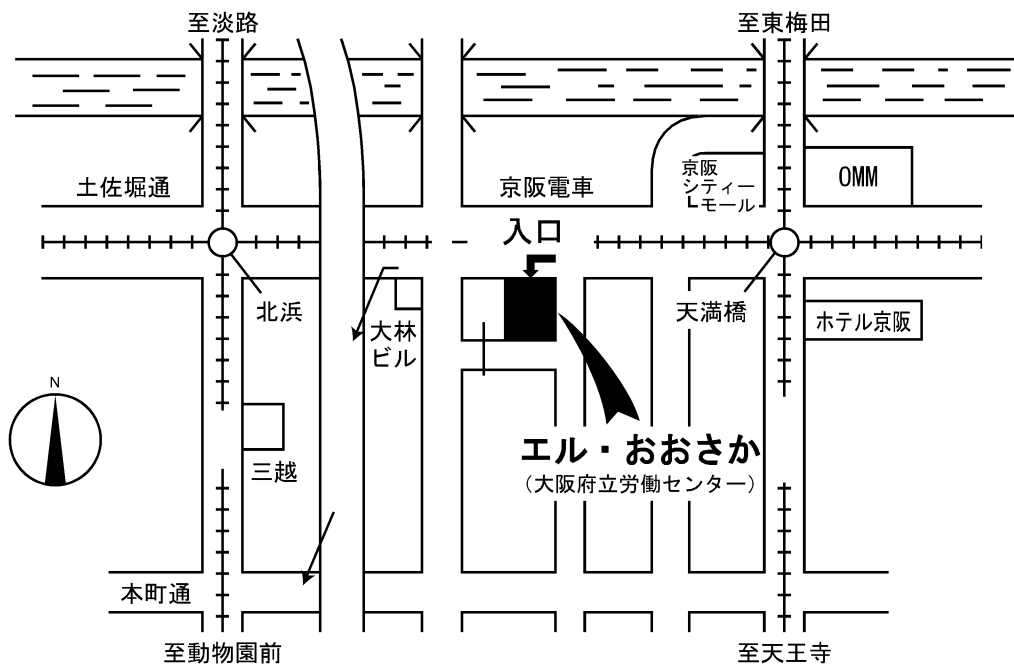
*（アーク溶接装置の取扱い及びアーク溶接作業の方法について10時間以上行うこと）

7. 講習内容と会場・時間割

日	第一日目		第二日目	
講習内容	アーク溶接等に関する知識 (1時間)	アーク溶接装置に関する基礎知識 (3時間)	アーク溶接等の作業の方法に関する知識 (6時間)	関係法令 (1時間)
会場※	エル・おおさか 大阪市中央区北浜東3番14号			
時間	9:15～16:15		9:15～16:00	

※ 会場は都合により変更することもありますので、ご了承下さい。

会場案内図



(・地下鉄谷町線 天満橋出口)
(・京 阪 線 天満橋東出口) 天満橋駅より西へ300mです。

(注1) 講習会場へのご連絡・問い合わせは TEL 090-3977-9373
をご利用ください。

(注2) 駐車場はありません。地下鉄をご利用下さい。